

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊組対第2931号

令和6年9月10日

SNS型投資・ロマンス詐欺等に利用されたLINEアカウントに関するLINEヤフー株式会社への情報提供について（通達）

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害については、令和5年下半期以降被害が急増し、本県における同年中の被害額は約6億円を上回り、本年に入ってからも依然として増加しているなど、極めて憂慮すべき状況にある。

これらの詐欺において、欺罔が行われた主たる通信手段の約9割を通信アプリのLINEサービス（以下「LINE」という。）が占めているなど、LINEが悪用されている実態が認められる。この種事犯による被害の更なる拡大を防止するためには、警察が認知した、被疑者が犯行に利用していると認められるLINEアカウント（以下「犯行利用アカウント」という。）について、迅速にLINEヤフー株式会社（以下「LY社」という。）に情報提供を行い、LY社における利用停止や削除等（以下「利用停止等」という。）の措置を促す必要がある。

このような現状を踏まえ、このたび、警察からLY社に対して犯行利用アカウントの利用停止等を促す情報提供（以下「利用停止依頼」という。）を行うための要領について、LY社と下記のとおり合意に至った。各位にあっては、要領に則り犯行利用アカウントの積極的な利用停止依頼を推進するとともに、本件枠組みを適正に活用し対応に誤りのないようにされたい。

記

1 犯行利用アカウントの利用停止依頼の趣旨

LY社では、LINE内での迷惑行為や不適切な内容に対する利用者からの通報（以下「通報」という。）に基づき、同社が利用規約に違反する行為と確認した場合にアカウントの利用停止等の必要な対応を行っている。本取組は、警察において、SNS型投資・ロマンス詐欺及び特殊詐欺（以下「対象事案」という。）の被害者、相談者等（以下「被害者等」という。）からの申出を受けた際に、被害者等によるLY社に対する通報を促すとともに、当該通報に係る犯行利用アカウントに関する情報（以下「犯行利用アカウント関連情報」という。）を警察からLY社に提供し、当該犯行利用アカウントの迅速な利用停止等を依頼するものである。

2 利用停止依頼の対象となる犯行利用アカウントについて

LY社に利用停止依頼を行う犯行利用アカウントについては、対象事案の被疑者が利用していると認められるアカウント及び当該アカウントが参加するグループをいう。

3 警察署及び警察本部における対応

（1）被害申告・相談受理時の対応

警察署や警察本部（以下「警察署等」という。）において、被害者等から対象事案の被害申告や相談を受けた場合は、同人にLY社へ通報すること及び犯行利用アカウントに関する情報を警察からLY社へ提供することについて理解と協力を求めること。

(2) 被害者からの通報の実施

被害者の同意が得られたときは、被害者自身の端末から被害者自身の操作により、当該犯行利用アカウントに対する通報を実施すること。その際、操作に誤りのないよう、被害者等に通報手順等を適切に説明すること。

なお、被害者等の希望等により立会いの警察官が被害者等に代わってLINEを操作する場合は、誤操作等に十分留意すること。

(3) 犯行利用アカウントの報告要領

ア 警察署等においては、犯行利用アカウントの別（LINEトーク・グループ、オープンチャット、公式アカウント）に応じて、別添様式1（LINEトーク・グループ）、別添様式2（オープンチャット）及び別添様式3（公式アカウント）（以下「別添様式」という。）に定められた必要事項を被害者等の端末から確認すること。

イ 警察署等においては、別添様式に必要事項を入力した上、組織犯罪対策課組織犯罪特捜第二係（以下「特捜第二係」という。）に被害申告・相談を受理後、速やかにメールで報告すること。

ただし、捜査に支障を来すなどの場合については、捜査の進捗状況も踏まえて適切な時期に特捜第二係へ報告することとして差し支えない。

4 運用上の留意事項

(1) 利用停止等の措置主体

警察からの削除依頼に基づき、どのような対応を執るか最終的な判断を行うのはLY社である。警察から利用停止依頼を行った場合であっても、利用停止等の措置が執られない場合も想定されるため、利用停止依頼を行えば、対象となる犯行利用アカウントが確実に利用停止等されるかのような誤解を被害者等に与えないよう、説明の際には注意すること。

(2) 通報日時の特定

被害者等が警察への届出前に既に通報を実施したと申し出た場合であっても、犯行利用アカウントや通報日時を明確にするため、警察署等において被害者自身から再度通報を実施することについて理解を得られるよう努めること。再度の通報について理解が得られない場合であっても、被害者等が既に実施した通報日時を可能な限り特定すること。

(3) 犯行利用アカウントの特定

警察署等においては、犯行利用アカウントの特定に当たっては、犯罪とは関係のないアカウントについて利用停止依頼をしないよう、被害者等からの聴取内容と客観資料とを突合するなどして適正に判断するほか、別添様式に必要事項を入力する際には複数人で記載内容を確認するなどして誤記等に十分注意すること。

(4) 誤依頼への対応

利用停止依頼した犯行利用アカウントについて、事後の捜査で犯行利用アカウントではないと判明した場合には、直ちに特捜第二係に報告すること。

※ 別添様式（略）